

高松高裁総第548号

令和4年9月5日

山中理司様

高松高等裁判所長官 秋吉仁美



司法行政文書不開示通知書

8月3日付け（同月5日受付、高松高裁総第507号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 「令和4年7月29日から同年8月5日までの高松高裁第2部（民事）の開廷表」のうち、令和4年7月29日分
- (2) 「令和4年7月29日から同年8月5日までの高松高裁第2部（民事）の開廷表」のうち、令和4年7月30日分から同年8月5日分まで

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、廃棄済みである。
- (2) 1の(2)の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話087（851）1561